

リウマチ対策指針（案）

平成17年〇月〇日

第一 趣旨

我が国における関節リウマチの患者数は約60万人と推計されており、人口構造の高齢化等も影響し、患者数は年々増加する傾向にあるとされる。しかしながら、一般的にリウマチの病態は十分に解明されたとはいせず、効果的な対症療法はあるものの、根治的な治療法が確立されていないため、必ずしも患者の生活の質（Quality Of Life:QOL）の維持向上が図られていない。

このようなリウマチに対し、厚生労働省では、平成2年度からリウマチについて総合的な研究事業を開始し、病因及び病態の解明、治療法の開発等の研究推進を図ってきたところであり、これらの研究成果として、診療に関するガイドライン等を作成し、医療関係者等に対する適切な診断・治療方法の普及啓発に努めてきたところである。

こうした状況を踏まえると、リウマチ重症化防止策を確立し、その後リウマチに係る予防（1次予防・2次予防・3次予防）及び根治的治療法を確立するために、免疫アレルギー疾患の病態解明と治療法開発のための研究を強力に推進するとともに、医療体制や情報提供体制を充実、強化していくことが必要である。

本指針は、このような認識の下、国、地方公共団体、医療関係者等における今後の新たな取組の方向性を示すことにより、我が国におけるリウマチ対策の総合的かつ体系的な推進を図ることを目的として策定するものである。

第二 リウマチ対策の基本的方向性

患者のQOLの維持向上が図られるよう、リウマチの重症化を予防するための日常生活における管理や医療の提供が重要である。このため、身近なかかりつけ医をはじめとした医療関係者等の支援の下、患者及び患者家族が必要な医療情報等を得て、治療法を正しく把握し、生活環境を改善し、また自分の疾患状態を客観的に評価する等により、リウマチの自己管理を可能とする必要がある。患者、行政、医療関係者等は、その連携を図りつつ、療養環境の整備にあたる必要がある。

なお、このような取組に重点を置きつつ、長期的視点に立ってリウマチの予防及び根治的な治療法の確立のための研究の更なる推進等を図り、リウマチの克服を目指すことが必要である。

上記リウマチ対策の目標が達成されるためには、国と地方公共団体、関係団体等における役割分担及び連携が重要となる。国と地方公共団体の役割分担については、リウマチの特性及び医療制度の趣旨等を考慮すれば、基本的には、都道府県は、適切な医療体制の確保を図るとともに、市町村と連携しつつ地域における正しい情報の普及啓発を行うことが必要であり、一方、国は地方公共団体が適切な施策を進めることができるように、先進的な研究を実施する等の必要な技術的支援を行うことが必要である。また、このような行政における役割分担の下、厚生労働省は、患者団体、日本医師会、日本リウマチ学会、日本整形外科学会等関係団体並びに関係省庁と連携してリウマチ対策を推進していくことが必要である。

このような基本的方向性に沿った具体的な取組みとして、今後5年（平成22年度まで）を目途に重点的に以下の対策を講じる。

特に現時点では、リウマチに関する完全な予防法や根治的な治療法は開発されていないため、当面は関節破壊の進展阻止を目指した重症化防止に重点をおき、リウマチ活動期に速やかに寛解導入を図る医療を提供することによって在宅医療の患者のQOLの向上を図るとともに、人工関節を中心とする外科的治療の進歩等を踏まえ、可能な限り入院患者を減少させ、又は入院しても短期で退院し社会復帰できるよう、適切な入院医療を提供する。

第三 医療等の提供

1 かかりつけ医を中心とした医療体制の確立

リウマチ患者に対しては、安定期にはリウマチに精通した身近なかかりつけ医が診療し、重症難治例や著しい増悪時には専門的な対応が必要であるため、基本的には医療圏毎にリウマチ診療の専門機能を有している医療機関が必要である。また、リウマチはほぼ全身の臓器に係わる疾患であることから、このような専門医療機関等を支援できるよう都道府県に1カ所は集学的な診療体制を有している病院を確保する必要がある。

機能障害の回復や低下を阻止するため、リウマチのリハビリテーションを行うことができる環境の確保を図り、併せて難病患者等居宅生活支援事業の活用を図る。その際、地方公共団体にあっては、高齢者が寝たきり状

態になることを予防するために実施している地域リハビリテーション推進事業や老人保健法に基づく機能訓練の活用も考慮し、地域におけるリハビリテーション体制の整備に留意する。

2 人材育成

(1) リウマチ診療に精通したかかりつけ医の育成

診療ガイドラインに基づく治療を行うことにより、患者のQOLを向上させ、効果的かつ適切な医療の提供が促進できることから、国においては、日本医師会等医療関係団体や関係学会等と連携して、診療ガイドラインの普及を図ることで、リウマチ診療に精通したかかりつけ医の育成に努める。

(2) リウマチ専門の医師の育成

リウマチ診療の質の向上及び地域におけるリウマチ専門の医師の偏在是正を図るために、関係学会におけるリウマチ専門の医師の育成の促進が望まれる。

(3) 関係職種の育成

患者及び患者家族がリウマチを管理していく上では、保健師、看護師、薬剤師、理学療法士及び作業療法士等の支援も重要であることから、これら職種の育成も重要である。

3 診療の質の向上

診療の質の向上を図るため、国は診療ガイドラインの普及を図りつつ、医学・医術の進歩に応じ、診療ガイドラインの改訂を図る。また、適切な入院医療を促進するため、クリティカルパスの整備に努める。

リウマチに関する研究成果等を踏まえた専門的な医学情報については、国は関係学会等と協力して必要な情報提供体制の確保を図る。

さらに、専門医療機関等からの相談に対応できるよう国立病院機構相模原病院の臨床研究センターに相談窓口を設置する。

第四 情報提供・相談体制

1 患者自己管理手法の普及

国は、関係団体等と連携し、生活上の注意点、疾患の重症化予防法、治療法及び副作用に関する正しい知識、自己の疾患活動性に関する正しい評価法等の内容について、次の用途に資する効果的な教育資材等を作成し、都道府県等の関係者に広く配布する。

- (1) 都道府県等において、都道府県医師会や関係学会等と連携して研修会を実施する等して、地域等における自己管理手法の普及を図る用途。
- (2) 市町村において、都道府県等と同様の取組として保健指導等の場を効果的に活用し、リウマチの自己管理手法の普及を図る用途。

また、医療従事者においては、自己管理手法の普及について正しく認識し、医療機関において指導を実践することが望ましい。

2 情報提供体制の確保

国においては、適宜関係学会等と連携し、ホームページ等を活用して、最新の研究成果を含む疾病情報や診療情報等を都道府県等や医療従事者等に対して提供する。地方公共団体は、国等の発信する情報を活用するほか、それぞれの地域医師会等の協力を得ながら、医療機関等の選択に係る情報を住民に対して提供することが望ましい。

3 相談体制の確保

国は、地域毎の相談レベルに格差が生じないよう、全国共通の相談員養成研修プログラムを作成し、「リウマチ・アレルギー相談員養成研修会」の充実を図る。このような国の取組を踏まえ、都道府県においては体系的なリウマチ相談体制の構築について検討し実施することが望ましい。その際、難病相談・支援センターとの連携について留意する。また、保健所においては、地域医師会等と連携し、個々の住民の相談対応のみならず、市町村への技術的支援や地域での企業等におけるリウマチ対策の取組への助言等の支援を行うことが望ましい。

第五 研究開発及び医薬品開発の推進

国は、効果的かつ効率的な研究推進体制を構築するとともに、平成22年度までに研究成果を得られるよう重点的に研究を推進していく研究分野と長期目標を持って達成すべき研究分野を選定し、研究目標を明確化して適切に研究を実施していく。

医薬品の開発促進等については、新しい医薬品の薬事法上の承認に当たっては、国は適切な外国のデータがあればそれらも活用しつつ、適切に対応する。また、国においては、優れた医薬品がより早く患者の元に届くよう治験環境の整備に努める。

第六 施策の評価と指針の見直し

国においては、国及び地方公共団体が実施する重要な施策の実施状況等について評価し、的確かつ総合的なリウマチ対策を講じていくように努める。また、地方公共団体においても主要な施策について政策評価を行うことが望ましい。本指針については、適宜再検討を加え、必要があると認められるとときは、これを変更するものとする。

アレルギー疾患対策指針（案）

平成17年〇月〇日

第一 趣旨

気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギー等のアレルギー疾患有する患者は国民の30%以上にも上り、ますます増加傾向にあるとされている。

このようなアレルギー疾患に対し、厚生労働省では、平成4年度から研究事業を開始し、病因及び病態の解明、治療法の開発等の研究の推進を図ってきたところであり、これらの研究成果として、各疾患の診療に関するガイドライン等を作成し、医療関係者等に対する適切な診断・治療方法の普及啓発に努めてきたところである。

アレルギー疾患の本態については、近年の研究成果により、徐々に発症機序、悪化因子等の解明が進みつつあるが、一般的にはまだ十分に解明されたとはいはず、効果的な対症療法はあるものの、根治的な治療法が確立されていないため、患者の生活の質（Quality Of Life: QOL）の低下を招くことがある。国においては、医療提供等について患者のニーズを踏まえ、患者のQOLの維持・向上を図るため、アレルギー対策をより戦略的に推進することが求められている。

本指針は、このような認識の下、国、地方公共団体、医療関係者等における今後の新たな取組の方向性を示すことにより、我が国におけるアレルギー対策の総合的かつ体系的な推進を図ることを目的として策定するものである。

第二 アレルギー対策の基本的方向性

患者のQOLの維持向上が図られるよう、アレルギー疾患の重症化を予防するための日常生活における管理や医療の提供が重要である。このため、身近なかかりつけ医をはじめとした医療関係者等の支援の下、患者及び患者家族が必要な医療情報等を得て、治療法を正しく把握し、生活環境を改善し、また自分の疾患状態を客観的に評価する等により、アレルギー疾患の自己管理を可能とする必要がある。患者、行政、医療関係者等は、その連携を図りつつ、療養環境の整備にあたる必要がある。

なお、このような取組に重点を置きつつ、長期的視点に立ってアレルギー疾患の予防及び根治的な治療法の確立のための研究の更なる推進等を図り、アレルギー疾患の克服を目指すことが必要である。

上記アレルギー対策の目標が達成されるためには、国と地方公共団体、関係団体等における役割分担及び連携が重要となる。国と地方公共団体の役割分担については、アレルギー疾患の特性及び医療制度の趣旨等を考慮すれば、基本的には、都道府県は、適切な医療体制の確保を図るとともに、市町村と連携しつつ地域における普及啓発を行うことが必要であり、一方、国は地方公共団体が適切な施策を進めることができるよう、先進的な研究を実施する等の必要な技術的支援を行うことが必要である。また、このような行政における役割分担の下、厚生労働省においては、患者団体、日本医師会、日本アレルギー学会等関係団体並びに関係省庁と連携してアレルギー対策を推進していくことが必要である。

このような基本的方向性に沿った具体的な取組みとして、今後5年（平成22年度まで）を目途に重点的に以下の対策を講じる。

また、特に各アレルギー疾患について重点的に取り組む事項は以下のとおりである。

- ・ 花粉症について、舌下減感作療法等の開発を推進する。
- ・ 哮息について、喘息死の減少を目指し、適切な医療体制の確保を図る。
- ・ 食物アレルギーについて、可能な限り患者自身が正しく抗原を知り抗原を回避できるよう、対策を講じる。
- ・ アトピー性皮膚炎について、患者のQOLの向上のため、患者が継続的に医療を受けられるよう支援し、自己管理が可能となるように方策を講じる。

第三 医療の提供

1 かかりつけ医を中心とした医療体制の確立

アレルギー疾患患者に対しては、安定期にはアレルギー疾患に精通した身近なかかりつけ医が診療し、重症難治例や著しい増悪時には専門的な対応が必要であるため、基本的には医療圈毎にアレルギー診療の専門機能を有している医療機関が必要である。また、アレルギー疾患はほぼ全身臓器に係わる疾患であることから、このような専門医療機関等を支援できるよう、都道府県に1カ所は、集学的な診療体制を有している病院を確保する

必要がある。

特に、喘息死の原因として、患者側の認識不足や不定期受診等の問題、診療側の診療ガイドラインの利用度の問題等が挙げられている。このため、地域において診療所と救急病院とが連携し、患者教育を含めた適切な治療の普及と患者カードを常に携帯してもらうことによる医師一患者間の情報共有等を図ることが重要であり、基本的に医療圏単位で、アレルギー専門の医師の確保がなされている救急病院が確保されることが望ましい。

2 人材育成

(1) アレルギー疾患診療に精通したかかりつけ医の育成

診療ガイドラインに基づく治療を行うことにより、患者のQOLを向上させ、効果的かつ適切な医療の提供を促進できることから、国においては、日本医師会等医療関係団体や関係学会等と連携して、診療ガイドラインの普及を図ることで、アレルギー疾患診療に精通したかかりつけ医の育成に努める。

(2) アレルギー専門の医師の育成

アレルギー疾患診療の質の向上及び地域におけるアレルギー専門の医師の偏在是正を図るために、関係学会におけるアレルギー専門の医師の育成促進が望まれる。

(3) 関係職種の育成

患者及び患者家族がアレルギー疾患を管理していく上では、保健師、看護師、薬剤師及び管理栄養士等の支援も重要であることから、これら職種の育成も重要である。

3 専門情報の提供

アレルギー疾患に関する研究成果等を踏まえた専門的な医学情報については、国は関係学会等と協力して必要な情報提供体制の確保を図る。また、専門医療機関等からの相談に対応できるよう国立病院機構相模原病院の臨床研究センターに相談窓口を設置する。

第四 情報提供・相談体制

1 患者自己管理手法の普及

国は、関係団体等と連携し、生活環境改善、罹患している疾患と治療法の正しい把握、疾患状態の客観的な自己評価及び救急時対応等の内容について次に掲げる用途に資する効果的な教育資材等を作成し、都道府県等の関係者に広く配布する。

- (1) 都道府県等において、都道府県医師会、関係学会等と連携して研修会を実施する等して、地域等における自己管理手法の普及を図る用途。
- (2) 市町村において、都道府県等と同様の取組として乳幼児健診等における保健指導等の場を効果的に活用し、アレルギー疾患の早期発見及び自己管理手法の普及を図る用途。

また、医療従事者においては、自己管理手法の普及について正しく認識し、医療機関において指導を実践することが望ましい。

2 情報提供体制の確保

国においては、適宜関係学会等と連携し、ホームページ等を活用して、最新の研究成果を含む疾病情報や診療情報等を都道府県等や医療従事者等に対して提供する。地方公共団体は、国等の発信する情報を活用するほか、それぞれの地域医師会等の協力を得ながら、医療機関等の選択に係る情報を住民に対して提供することが望ましい。また、アレルギー物質を含む食品に関する表示についても、国は表示項目や表示方法等の見直しを検討することが必要である。

3 相談体制の確保

国は、地域毎の相談レベルに格差が生じないよう、全国共通の相談員養成研修プログラムを作成し、「リウマチ・アレルギー相談員養成研修会」及び「シックハウス担当職員研修会」の充実を図る。このような国の取組を踏まえ、都道府県においては体系的なアレルギー相談体制の構築について検討し実施することが望ましい。また、保健所において、地域医師会や栄養士会等と連携し、個々の住民の相談対応のみならず、市町村への技術的支援や地域でのアレルギー対策の取組への助言等の支援を行うことが望ましい。

第五 研究開発及び医薬品開発の推進

国は、効果的かつ効率的な研究推進体制を構築するとともに、平成 22 年度までに研究成果を得られるよう重点的に研究を推進していく研究分野と長期目標を持って達成すべき研究分野を選定し、研究目標を明確化して適切に研究を実施していく。

医薬品の開発促進等については、新しい医薬品の薬事法上の承認に当たっては、国は適切な外国のデータがあればそれらも活用しつつ、適切に対応する。また、国においては、優れた医薬品がより早く患者の元に届くよう治験環境の整備に努める。特に小児に係る医薬品については対応が十分とはいえないため、小児に係る臨床研究の推進を図る。

第六 施策の評価と指針の見直し

国においては、国及び地方公共団体が実施する重要な施策の実施状況等について評価し、的確かつ総合的なアレルギー対策を講じていくよう努める。また、地方公共団体においても主要な施策について政策評価を行うことが望ましい。本指針については、適宜再検討を加え、必要があると認められるとときは、これを変更するものとする。

リウマチ・アレルギー対策委員会報告書(案)のポイント

◎これまでの取組による成果を踏まえてより総合的かつ体系的に実施

今後5年の重点課題

自己管理できる疾患を目指して

